

○根本委員長 この際、山井和則君から関連質疑の申出があります。岡田君の持ち時間の範囲内でこれを許します。山井和則君。

○山井委員 四十五分間、質問をさせていただきます。

質問通告をさせていただいております。一部は永岡大臣ですが、基本的にはほとんど岸田総理に質問通告しておりますので、是非とも前向きな答弁をお願いしたいと思います。

この統一教会の問題、私も、七月の銃撃事件以降、十三人の被害者の方とお目にかかって、短い方は一時間、長い方は五時間ぐらいお話をお聞きし、また、我が党におきましても、二十数回会合を開き、十数人の被害者の方々のお話もお聞きし、そして、先ほど、私たちとして法案も提出をさせていただきました。維新の党と共同提出で、この悪質献金被害救済法というものを提出をさせていただきました。このことについても後ほどお話をしたいと思います。

この問題については、岸田総理、そして与野党みんな、力を合わせて、三十年間、残念ながら、私たち議員、そして行政が不作為で、やるべきことをやってこなかったために、多くの被害者を生み出してしまった。私自身も、その責任のある議員の一人だと思っております。私自身、今までこういう問題について十分な取組をやっていなかったということを反省しつつ、質問をさせていただきたいと思っております。

また、今日は、今、逢坂議員が質問をされました調査権ですね、質問権、そして調査、いつまでに期限を切ってやるのか、そのことについてお聞きをしたい。そして、解散請求、つまり、この解散請求というの、別に統一教会を、組織をなくすということではなく、もうこれは釈迦に説法ですけれども、宗教法人格を取り消すというだけであって、宗教団体として宗教活動は続けることができるということですから、その宗教法人格としての優遇をなくす、そのことは岸田総理に御決断をいただきたいと思っております。

現役の信者さんの方々も、私もいろいろお話をお聞きしましたがけれども、やはり心優しい善良な方が多いんですね。しかし、その中で、マインドコントロールをされて、やはり献金、献金、献金に追まわられている方というの非常に多いわけです。ですから、私たちは今、解散請求、宗教法人格を取り消せということを要望しておりますけれども、同時に、二世の方、現役の信者の方々の人権、生活、しっかりとケアして守っていく、これはその大前提だと思っております。

また、この統一教会問題に関しては、宗教弾圧や、信教の自由を迫害するののかという議論がございます。私自身、仏教の高校で学びまして、社会の雑巾になりなさいという教えを受けて、こういう福祉のこと、政治のことをやっておりますけれども、宗教は人間にとって非常に重要だと思っておりますし、宗教法人も私たちは応援をすべきだと思っております。しかし、私がこの三か月調査をした範囲では、この統一教会というのは、宗教法人という名前は使っているけれども、実は献金集めが中心で、残念ながら、多くの家庭崩壊をもたらしているという問題点がございます。

そこで、まず、今日は、ここに文鮮明教祖の書かれた教典と、高麗大理石つぼと、善霊堂という、統一教会が、献金をしたらもらえるという、その教本と善霊堂とつぼを見ていただいて、こういうことなんだということを知っていただこうと思ったんですけれども、残念ながら、自民党さんから、それを見せるのはまかりならぬということで、見せることができませんでした。

それで、まず、今日は、多くの被害者の方から私たちはお話を聞いておりますが、一人、橋田達夫さんという方、非常に悲しい経験をされましたので、そして、御本人が今もう顔出し、実名で発言をされておりますので、岸田総理にも、橋田達夫さんのお話、お聞きをいただければと思います。今日、橋田達夫さん、傍聴席にも高知県からお越しをいただいております。

ここの高知新聞にもございます。「息子の命まで奪われた」ということで、「妻の入信で家庭崩壊」。

三十年前に奥様が入信をされて、その後、今日までに、被害総額は献金も含め約一億円でございます。それで、そういう、当然ですよ、どんどんどんどん献金をしてしまう。そして、この記事にもございますように、例えば、土地と建物の一部を県に売って、その二千万円を持って奥様は翌日には韓国に行って献金をされた。また、そ

の後、相場の約三分の一で別の土地を売却して一千万円を得た、この一千万円も持って韓国に行って献金をされた。総額一億円。それで、残念ながら、夫婦げんかが絶えなくなって離婚をされてしまいました。

そして、残念ながら、ここに書いておられますように、離婚をして御主人が家を出てから七年がたった頃、二年ほど前のことでございますが、三十六歳のときに長男の方が自ら命を絶たれてしまいました。私も高知県に行ってお墓参りもさせていただきました。息子さんの御冥福を心よりお祈りを申し上げたいと思います。

岸田総理、私も本当に大変なショックを受けましたが、この橋田達夫さん、今、名前とお顔を出して、何とか被害を食い止めたということと発言をされておられるんです。私も多くの方とお目にかかりましたが、後ほどお話しする仮名の小川さゆりさん以外は、ほとんどの方は、やはりいろいろな嫌がらせや圧力もあったりして顔は出されないんですね、はっきり言いまして、統一教会の批判をするときは。岸田総理、そして、こういう厳しい状況で、顔を出して発言をされておられる。

岸田総理、なぜ顔と名前を出して橋田達夫さんはこうやって発言をされているのだと思われますか。

○岸田内閣総理大臣 なぜ顔を出して訴えておられるかという御質問であります。それは御本人がおられるわけですから、私が推測で何か申し上げることは、これは控えなければならないと思います。

ただ、今委員からのお話を聞いておまして、大変壮絶な経験をされた、それに対して強い思いを持っておられる。何とかこうした状況に対して、これ以上被害が広がることは防がなければいけない、そういった思いを持っておられるんだろうな、それが顔を出してまで訴えておられる一つの原動力になっているのではないかと推察をいたします。

質問を受けましたのであえてお答えをいたしますが、これはあくまでも私の推察であり、これはもう御本人でなければ、その本当の厳しさ、本当の切実な思いは分からないと思っております。その前提で、私、あえてお答えをさせていただきました。

○山井委員 ありがとうございます。

本当に、岸田総理のおっしゃるとおりなんです。やはり、一刻も早く被害をなくしたい。自分のことだけ、自分の家族のことだけを考えたら、顔出し、実名では訴えない。しかし、自分の息子さんと同じような被害を受ける人をなくしたい、他の人のお子さんを救いたい、その一念で今発言をしておられるんです。

今日こちらに来られたんですけれども、実はおととい、急に、統一教会の勅使河原本部長の側から、会いたいという連絡があったそうであります。こういう大変な被害を受けているということは、統一教会の、平和家庭連合ですね、統一教会と呼ばせていただきますが、勅使河原本部長も知っておられたということで。ところが、個別に会うことは御遠慮する、一対一で会うのは御遠慮するというで断られたわけなんですけれども、何と昨日、断ったにもかかわらず、勅使河原本部長は高知の自宅まで急に来られたということで、橋田さんもちょっと怖くなられて、警察を呼ばれました。

ですから、被害のある方々が声を上げるというのは、本当に、大変な恐怖心を持って、勇気を持った活動なんです。

そこで、岸田総理にお伺いしたいんですが、今朝、質問権を初めて行使する、そして調査をするんだということを表明をされました。岸田総理、私、このことは一步前進とも取れるし、一步後退とも取れるのではないかと思うんです。なぜならば、期限が短く、速やかに調査をしていただいて、解散請求の判断をしていただければいいんです。私は一步前進だと思います。しかし、期限がないのであれば、これはもう時間稼ぎ、だらだらだらだらになっていったら、その間に多くの被害者が出てしまうんです。

岸田総理、この調査、いつまでに終わらせていただけますか。

○岸田内閣総理大臣 報告徴収の手續に速やかに入りたいと思います。

いつまでかという御質問であります。これは、この法律が制定されてからこの条項は一度も使われていない条項であります。具体的な手續がどういった形で進むのか、これは今断定的に申し上げることはできないと思っております。

そして、この手續全体ということをお考えた場合に、解散命令ということについてまで考えた場合に、例えば、殺人罪で起訴されたオウム真理教の場合でも七か月、結論が出るまでにかかりました。詐欺罪で有罪判決が出た明

覚寺事件においても、二年プラス一年、たしか三年、確定するのに時間がかかりました。

そうしたことを考えますときに、今回の案件においても、しっかりと事実を確認する、より一層事実を積み上げていく必要があるという観点から、こうした報告徴収の手続を開始したいと考えております。

ただ、委員の問題意識は、ここで時間がかかって、救済に、あるいは再発防止に時間がかかるのではないか、これが委員の問題意識だと思います。

それに関しては、政府としては、宗教法人法に基づく実態把握と、被害者の方々の救済と、そして、将来に向けてこうした事態が発生しないように対応するという、この三つは並行して行うべきものであると思います。実態が把握できなければ何も救済の手を差し伸べることができないというのではなくして、逆に、被害に遭われている方に救済の手を差し伸べるといふことは、政府の責任において、今この瞬間からというか、もう既に様々な取組をスタートさせていますし、それを今現在、現在進行形で進めなければいけない課題であると認識をしています。

是非、宗教法人法に基づく実態解明と、そして、相談体制等を充実することによって被害者の方々に寄り添った具体的な対策を講じることと、そして、未来に向けて様々な法改正、消費者契約法等の関連法案の改正等によって取消権の対象の拡大とか取消権の期間の延長ですとか様々な取組を行う、この三つ、これは是非並行して進めることが重要であると認識しております。

○山井委員 岸田総理、もちろん被害者救済、そして高額献金取消権の法整備、私たちももう議員立法を提出しました。

しかし、岸田総理、一番重要なことを答えていただけていないんですよ。調査はいつ終わらせるおつもりなんですか。結局、調査を終わらせないと解散請求ができないわけです。解散請求しないと裁判所は判断できないんですよ。その一番重要な判断は、いつまでに調査を終わらせるのかということなんです。

調査をいつまでに終わらせるかお答えください。

○岸田内閣総理大臣 調査がいつまでに終わるかについては、先ほど申し上げたとおりであります。今断定的に申し上げることはできません。けれども、大事なことは、その調査の結果が出なければ救済に向けて何もできないということではないということをおっしゃることを我々はいま一度確認して、救済については今この時点から共に努力をいたしましょうということをおっしゃることを皆様方に申し上げます。

これは、順番に、実態が把握できないと救済について何もできない、あるいは、将来について防止することについて何もできない、こういったものではない、これはそういう整理をしないと、物事、救済に向けての取組、これはいつまでも進まないということにもなりかねません。是非これは並行して、三つ並行して進めるべき課題であると我々は認識しております。

○山井委員 いや、私は非常に驚きました。調査するけれども、いつ終わるか分からない。半年、一年かかる可能性があるんですか。その間に、多くの家庭崩壊、下手したら自殺者、自己破産、どんどん増えますよ。被害者救済とおっしゃいますが、解散請求に勝る被害者救済はないんですよ。解散請求をすれば、新たな献金集めも難しくなります。解散請求をすれば、多くの信者の方々も、国が宗教法人格を取り消そうとしている団体、これは危ないんじゃないかと思えます。

岸田総理、首を振っておられますけれども、この解散請求というのは非常に重要なんです。

そこで、小川さゆりさんのお話も聞いていただきたいと思えます。

小川さゆりさん、二世の被害者の方でございます。この方も、仮名という形ですけれども、顔出しで被害を訴えておられます。もう待てないということをおっしゃっておられます。毎日多くの二世の方々から助けてほしいという悲鳴が届いている。

そして、解散請求に向けての調査をするということは、言うまでもなく、著しく公共の福祉に反するという疑いがあるからですね。疑いがあるんだったら止めないと駄目じゃないですか、一刻も早く。半年も一年も調査して、止めなくて、その間に被害者が増えたらどうするんですか。

ここにございますように、両親が信者で多額の献金をされ、昔から家につぼが三つぐらいあって、多宝塔や天聖経とか様々な高額のものが増えていった。お小遣いはなし。誕生日、クリスマスプレゼントもなし。服も学校に

必要なものも使い古したもらい物ばかりで、小学校全期間、見た目がみすぼらしくていじめられた。修学旅行もお土産は絶対駄目と言われた。卒業アルバムを買ってももらえず、先生たちから心配された。高校時代から、余りにも貧しくてつらいからということで、アルバイトをして二百万円を稼いだら、その二百万円は没収された。そして、親は献金をし続けた。そして、親の教義と矛盾した苦しみから、一時期には精神病院にも短期間入院されてしまった。こういう地獄のような苦しみを味わっておられる。

この小川さゆりさんたちが、今朝、署名集めをスタートされました。解散請求をしてくださいという署名集めで、これは何万、何十万ぐらい集まるか。すごい数が私は集まるんじゃないかと思います。

もう被害者がどんどんどんどん増えていくんです。繰り返し言いますが、調査をするということは、著しく公共の福祉に反するおそれがあるという、おそれがあるからでしょう。そうしたら、早急に結論を出して、やはり、反社会的な団体だったら解散請求すべきではないんですか。

岸田総理、岸田総理、期限を切らず、半年、一年後まで調査がかかる可能性はあるんですか。

○岸田内閣総理大臣 これは、宗教法人法の趣旨に基づいて、しっかりと法の手続を追求するということを申し上げているわけでありまして。それによって実態をしっかりと解明していく、これは重要なことであります。

しかし、だからといって、困っている方について手をこまねいて見ているなどということは、決して考えているわけではございません。これは今現在、今このときから、しっかりと救済に向けて努力をし続けていかなければならない、このように思っています。

だからこそ、午前中も説明をさせていただきましたが、相談体制についても、オール政府でしっかりとした体制をつくることによって、法的な問題についてしっかりと対応する、子供の虐待等、子供についてもしっかりと対応ができる、宗教二世、三世の方に対しても、就職やあるいは進学など、そういった活動についてしっかりと後押しをさせていただく、こうした支援体制を政府全体としてつくっていくことを申し上げているわけでありまして。

これは両方並行してやらなければならない課題ですし、あわせて、被害を拡大させないということについては、消費者契約法を始めとする様々な法案について、具体的な法改正を行うことによって、更なる被害の拡大につながらない、こうした取組をしていかなければならない。

宗教法人法による実態解明と、そして被害者の方々に寄り添いしっかりと支援をしていくことと、そして被害の拡大を防止することと、この三点、是非並行して政府としては進めていきたいと考えているわけでございます。

○山井委員 いや、私は、被害者がこれだけ日に日に増えているのに、半年、一年かけて調査をするかもしれない、あり得ない。あり得ない、ゆっくりした対応だと思いますよ。

例えば、私のところにも相談が来ておりますけれども、統一教会の関連の団体、今度の十月二十二日と二十三日に、延期になったといううわさもございまして、秋季大役事という統一教会系の団体の大きなお祭りがあって、ここに約三百人の日本人の信者さんが行かれるという、大きなこういうお祭りもございまして。

このときには、多くの献金を持っていかれるんですね。それで、御家族の方からも、うちの家族が行こうとしているけれども、止めたい。止めたいけれども、解散請求が出たら、やはりそこは反社会的な疑いが強いということになるけれども、調査中、調査中ということであつたら、なかなか止められない。被害が拡大するというふうな心配があるんですね。

ですから、岸田総理、そこは分かっていたいだきたいんです。一日一日、一步間違うと、こういう家庭崩壊で、残念ながら、私も多くの方の話を聞きましたが、不登校になっておられるお子さんも多いんです、やはり。様々ないじめもあります。そういう中で、被害者は増え続けているんです。

予防に勝る被害者救済はなしという言葉があるんです。つまり、新しい被害者が増えるのを止めないと駄目なんです。止めるために今一番有効なのは、解散請求なんです。もちろん、さっきおっしゃったように、解散命令は裁判所が判断します。これはもう岸田総理とて判断はできません。しかし、解散請求は岸田総理の決断でできるんです。

もう一点。韓国にお金が多く行っているということもお話をしたいと思います。

それで、これは弁護士連絡会からの資料ですけれども、ここを見ていただいたら分かりますように、日本の信者の方々からの献金の多くは、本部のある韓国に送られているんですね。一九九九年六百五十三億円、二〇〇六

年四百六十九億円、二〇一一年五百九十四億円、最近の資料は公表はされていません。

でも、問題は、日本の献金、多額献金によって、家庭崩壊、一家離散、親子断絶、宗教的虐待という被害すら言われていたりする。また、残念ながら自殺者さえ出ている。そういう中で、そのお金は多く韓国に行っている。私も韓国に親友が多くいますから、韓国というのはいい国だと思っておりますけれども、しかし、こういう、日本の信者さんからの家庭崩壊の原因にもなっているお金がこれだけ巨額、韓国に移っている。

さらに、岸田総理、もう一点、見過ごすことができないのは、十月十二日のTBSの「報道1930」という番組では、旧統一教会関連会社が北朝鮮に潜水艦を仲介、日本人信者の献金が北の兵器開発に使われていないか、こういうふうな報道もされております。つまり、その番組にも出演されました渡辺博弁護士は、一九九一年に文鮮明教祖が北朝鮮に訪朝した際には三千億円、北朝鮮に統一教会側が三千億円持参したと言われておりますというふうに報道されております。

さらに、一九九四年のことですけれども、一九九四年には、旧統一教会と北朝鮮、そして兵器開発、この三つをつなぐ可能性のある出来事が九四年にあった。ロシアから北朝鮮にミサイル発射装置がついたままの潜水艦が売却される際に仲介していたのが、東京・杉並区にあった小さな商社。潜水艦を鉄くずと偽って申告して取引を成立させていたのだ。社員は四人、全員が旧統一教会の合同結婚式に出ていた信者だったのだ。旧統一教会はこの会社との関係を否定、このときも警察は刑事事件にできず終わっていると。

しかし、番組では、こう締めくくられているんですね。北朝鮮に流れる旧統一教会の資金、元はといえば日本人からの献金がほとんどだが、資金や関係性が北の兵器開発に利用されていたとすれば言語道断である、こう報道されております。

これは、単に日本の信者さんが家庭が崩壊して苦しんでいるというだけではなくて、一步間違えば、そのお金が北朝鮮に渡って、その北朝鮮がまた日本を攻撃してきている、こういう外交、防衛問題にも関係する、待ったなしの問題なんです。

岸田総理の先日の選挙のポスターというのは、決断と実行と書いてあるんですよ。私は、岸田総理が今こそ、統一教会を守るのか、日本の国民を守るのか、今問われていると思うんです。今、統一教会を守ると言ったら、横に振られました。そうだと思います。私も岸田総理を信じています。この件については応援したいと思います。

とおっしゃるなら、一年間、半年、調査に時間がかかるかもしれないと言われてたら、被害者の方も含めて、私たちは、これはていのいい引き延ばしかな、みんなが忘れるまで、フェードアウトするまで引き延ばしを凶っているのかなというふうに思いかねないんです。なぜならば、三十年間、私も含めた国会議員や行政は、国民を守る側より統一教会を守る側に立ってきたのが残念ながら事実なんですよ。

だから、今こそ岸田総理に決断していただきたいんです。調査とおっしゃるのならば、めどで結構です、せめて、いつまでに調査を終えるか。岸田総理、それは岸田総理しか決断できないんです。是非お答えいただけませんか。

○岸田内閣総理大臣 まず、旧統一教会を守るなんということは全く考えていないということは改めて強調させていただきます。

私が申し上げているのは、宗教法人法の法の趣旨にのっとって、法手続を是非迅速に進めたいということをお願いしているわけです。いつまでにできるかということについては、初めてこの法律が適用される事案でありますので、具体的に申し上げることは難しいということは申し上げておりますが、これは決して引き延ばすということをお願いしているのではなくして、今の法手続に基づいてできるだけ迅速に対応したいということをお願いしております。

ただ、そういっても、この瞬間も被害で苦しんでおられる方がおられるからして、被害を受けられている方の救済と再発防止、この二つ、残りの二つの取組もしっかり進めていかなければならない、こういった問題意識を申し上げます。

この三本のラインをどれも重要な取組だと考え、しっかり追求していきたいと考えております。

○山井委員 もう被害者の方々は、自分たちと同じような苦勞をする人は増やしたくないと、皆さん涙ながらで運動されているんです。今日から署名集め、統一教会の宗教法人解散を求めますという署名集めも始まりました。

岸田総理は、調査はするけれども、その調査が半年後か一年後終わるのか分からない、こうおっしゃっているわけですね。そして、その後解散請求するわけですから、もっともっと先じゃないですか。

岸田総理、そうしたら、調査がいつ終わるのか、終わるのかはいつ分かるんですか。私たちはいつまで待てばいいんですか。これは被害者の方々も、苦しんでおられる方々も、その間、どんどんどんどん被害が拡大しますよ。いつになれば調査が終わるのが大体めどが立つんですか。

というのは、岸田総理も、この重要な、調査をする、質問権を発動するという決断をされた以上は、いつ頃までに終わらせるというめどを、多少はイメージはあると思うんです、イメージは。半年後か一年後か分からない、そんな指示はないと思うんですね、この世界で。人の命が懸かっているんですから。大体イメージとしては、いつぐらいまでに調査を終わらせる予定か。

私は、二か月ぐらい、せめて年内に調査は終わらせてほしいと要望させていただきますが、迅速にとおっしゃいました。お気持ちは分かります。でも、迅速と言いながら一年かかるとは、これは多くの家庭がまた壊れかねないんです。だから私は申し上げているんです。

岸田総理の迅速という言葉、私も信用します。信用しますから、年内ぐらいをめどでということで、何とか調査していただけますか。

○岸田内閣総理大臣 結論から言うと、いつまでにとということについてイメージがあるかという質問については、今お答えすることは難しいと思っています。少なくとも年内に権限の行使、これはスタートさせたいと思いますが、それがいつまでかかるのか、これについては、今具体的に申し上げることは難しいと思っています。

ただ、先ほど文科大臣の答弁の中にもありましたが、こうした手続を進める中で、解散に匹敵するような具体的な事案が明らかになれば、次の段階に進んでいく、こういったことも考えられるわけですから、これはなおさら、今の段階でいつまでと申し上げることは難しいと考えております。

○山井委員 なぜこういうことを言うかということ、今回の調査というのは強制力がないわけですね。ですから、統一教会がきちんと回答するかどうか、資料を出すかどうかということも分からないわけです。それを二回、三回とやっていたら、気がつけば半年たちました、一年たちましたということにもなりかねないから言っているわけなんです。

それで、私たちとしては非常に残念です。やはり今の総理の答弁では、いつ解散請求を判断するのかということが、半年後なのか一年後なのかさっぱり分からない。それでは、余りにも被害者の方々に対して、私は、冷た過ぎると。せめて総理大臣にめどは言っていただきたいと思います。

それと、もう一個おっしゃった被害者救済。これは一緒なんですけれども、今日、維新の会と立憲民主党で、悪質献金被害救済法、議員立法を提出しました。そして、これは三つ大きな違いが政府・与党の考え方と今あるのではないかと思います。

一つは、岸田総理、この法改正、是非一緒に、与野党協力して、政府と協力して、この高額献金被害防止の法案、この国会で成立をさせていただきたいんです。このことを一つ岸田総理に申し上げたいです。この国会中にやろうじゃないですか。

それともう一つ、今朝答弁された消費者契約法で高額献金を規制するというに加えて、それも入っておりますが、私たちの法案は二点、一步先を進んでいます。

一つは、信者の方のみならず、御家族や二世の方々が代わって返金の要求をできるようになっております。なぜならば、献金した御本人というのは信者さんのままで、なかなか返金要求されないんです。しかし、家族の方が苦しんでいるんです。だから、やはりマインドコントロール下における多額の献金の場合には家族が返金要求をできる。これは是非、与党・政府も取り組んでいただきたい。

それともう一つは、刑事罰。ただ単に被害者が高額献金を取り消せるというだけではなくて、やはり、繰り返しそういうマインドコントロールをして献金を勧誘する、その方々には刑事罰をする、そういうことも私たちの法案には入れさせていただきました。

よく追求、追求と言われますが、私たちは三か月前からこの法案を作って、今日、物を提出しているんです。これから政府が検討されるのであれば、是非、丸のみでも結構ですし、これを参考にして、この国会中に被害者救済

の法律を一緒に成立させていただきたいんです。岸田総理、いかがでしょうか。

○岸田内閣総理大臣 まず、御提出の法案のポイントについて、拝見をさせていただきますが、午前中申し上げた再発防止に関する政府の考え方と、かなり重なる部分があるということは感じております。

その中で、御指摘の第三者による取消しの部分については、これは、今の憲法や法体系との関係においていろいろ慎重に考えなければいけないという議論があるのは事実であります。ちょっと手元の資料を見ますと、特別補助人云々の制度も考えておられる。この制度についてどうなのかということについては、一度考えてみたいと思います。

そういったことはあると思いますが、政府が基本的に考えている方針と野党の皆さんが考えている方針、かなり重なる部分も多いと思っています。

手法については、政府として、有識者会議の様々な意見を踏まえながら具体的に対応を考えていきたいと思いますが、内容については、野党の皆さんの意見も参考にさせていただきながら議論を進めていきたい、このように思っております。

○山井委員 方向性は近いですけれども、私たちは三か月間、三十数回議論を重ねて、十数人の被害者の方や弁護士の方々、有識者の方から話を聞いて、今日、完成して提出しましたので。

岸田総理、一つだけお聞きしたいんですけれども、被害者救済、急ぐということ岸田総理もおっしゃっているんです。被害者救済のためには、当然、現行法では限界があって、法律が必要なんです。

大幅に修正にも応じます。閣法と足して二で割るという形もあるかもしれません。柔軟に私たちは対応しますので、何とかこの国会で被害者救済の法律を成立させる、その決意はお聞かせください。

○岸田内閣総理大臣 先ほど申し上げたように、その救済のポイントについては多くの重なる部分があると認識をしております。そして、そのために法改正が必要だという認識、これも一致していると思います。その具体的な方法については、政府として、至急対応を詰めていきたいと思っています。

いずれにせよ、できる限り早く法改正の結論を出したい、そうしたことで、この国会においても、国会中においてもしっかり努力を続けていきたいと思っています。

○山井委員 そこが重要なんですけれども、今国会中に成立に向けた努力をする、そういうことでよろしいですか。

○岸田内閣総理大臣 政府として、法改正、必要な部分については、できるだけ迅速に対応を詰めたと思います。

成立する云々の話は国会の話ですので、しっかり国会で御判断いただきたいと思っています。

○山井委員 いや、ちょっと待ってください。いや、さっきの話と似た話で、いつまでにと聞くと、全部ふわっとして、検討中になっちゃうんですよ。

これは、被害者救済を本気にやるんだったら、岸田総理の重い決意を、私たち、全力で成立するように私たちも頑張りますから、協議しますから、今国会中に成立させましょうよ。岸田総理の決意をお聞かせください。

○岸田内閣総理大臣 法改正を考えなければいけない、それを政府としても認識をしています。そのために、作業を急がせます。できるだけ早く結果を出すべく努力をいたします。

○山井委員 いや、私たちは、この国会で何としても成立させたいと思って、三か月前から何十回もこれは議論を、朝から晩までずっと、夏休み返上でやって、今日に間に合わせたんですよ、三か月前。そこまで私たちはやってきているんですよ。何とか、岸田総理、今国会中に成立を目指すぐらい言っていただきたい。迅速にじゃなくて、今国会中に目指すぐらい、何とかお答えください。全国の被害者の方が待っておられるんです。

○岸田内閣総理大臣 先ほど申し上げたポイントで法改正を考えていきたいと存じます。その作業を急ぎます。

○山井委員 これは本当に、私たちの主張を言っているんじゃないかと、今、日に日に被害者が増えていっているんです。それで、岸田総理が被害者の救済に頑張りたいとおっしゃっていることは、私たちも応援したいと思います。

ついては、今まで岸田総理も、こういう二世の被害者、御家族の方々の生の声ということをお聞きになったことがないんじゃないかと思うんですね。今、うなずかれましたけれども。

そこで、私たちも、被害者の、御家族の生の声を聞いて初めて、そんなにひどい実態なのかと勉強させていただいたということがありますので、ついては、今日傍聴にお越しになっている橋田達夫さん、そして仮名で顔を出して発言されている小川さゆりさん、このお二人の方に、是非一度、本当に短時間でもいいので、直接会ってお話をお聞きいただきたいんですけれども、岸田総理、いかがでしょうか。

○岸田内閣総理大臣 関係者の方々の思いを直接聞くことは重要だと思います。どなたの話をどういった形で聞くか、これについて、改めてよく整理をさせたいと思います。

○山井委員 私は、この被害者の方々の救済には与党も野党も全く差はないと思うんです。やはり被害者の方の話を直接聞くと、いかにこれは急がねばならないのかということも私も痛感をさせていただきました。

ついては、今おっしゃったように、もちろん、私としては、顔を出して発言されている橋田達夫さん、小川さゆりさんに是非会っていただきたいと思っておりますけれども、被害者の方、二世の方、御家族の方に直接会っていただけるということによろしいですか。

○岸田内閣総理大臣 お話を聞かせていただくとしたら、どういった形で聞かせていただくのか、それを整理させていただきたいと思っております。

○山井委員 是非、一刻も早く会っていただいて、そしてまた、これは本当に与野党関係なく、被害者の方々の切実な話を聞きながら、被害者救済に頑張らねばならないと思っております。

岸田総理、もう一点お聞きしたいんですけれども、調査を急ぐとおっしゃっていましたが、結局、そうですね、そうしたら、もう最後、私の意見表明で、時間が来ましたので終わらせていただきますが、やはり、今日は、残念ながら期限ということをおっしゃるから岸田総理から答弁をいただけませんでした。しかし、こういう被害者が出ている問題、そして、残念ながら三十年間、私たち議員も行政も、統一教会に配慮して、あるいはそういう形で対応が後手後手に回って、甚大な被害を生み出してしまったという責任があると思っております。早急な決断を岸田総理にお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。